

入札説明書

令和 7 年度大阪・関西万博九州 7 県合同催事への伝承芸能出演業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札してください。

1 公告日

令和 7 年 7 月 24 日

2 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和 7 年度大阪・関西万博九州 7 県合同催事への伝承芸能出演業務
- (2) 業務内容 業務仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 7 年 9 月 4 日（木）まで
- (4) 履行場所 大阪 夢洲（大阪・関西万博 EXPO メッセ「WASSE」）

3 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

- (1) 過去、同種の業務を受託あるいは自主的に実施した実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止又は指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 佐賀県内に本店（個人の場合は、主たる営業所をいう。）あるいは支店があること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極

- 的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 入札参加資格を得るための申請の方法

- (1) 入札者は、入札参加資格確認申請書（様式1）、営業概要書（様式2）及び業務実績書（様式3）を令和7年7月30日（水）正午までに下記6の部署宛に持参（土曜日、日曜日を除く。）又は郵送をしてください（郵送の場合は、書留郵便により上記提出期限までに必着）。
- (2) 申請書様式等の入手方法
申請書様式等は、令和7年7月24日（木）から8月5日（火）までの期間に佐賀県ホームページに掲載します。
- (3) 提出した関係書類について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
なお、入札参加資格確認申請書等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、辞退届（任意様式）を書面で提出してください。
- (4) 入札参加資格の喪失
入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札参加資格を失うものとします。
 - ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき
 - イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき
 - ウ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置又は入札参加資格停止措置を受けたとき
 - エ 佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当したとき
 - オ その他本件契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき

5 仕様等に対する質疑応答

- (1) 入札説明書及び仕様等に対し質問がある場合は、質問書（様式4）を令和7年7月28日（月）の17時までに、下記6の部署に電子メールで送信してください。
- (2) 質問に対する回答は、令和7年7月29日（火）までに電子メールにて回答及び佐賀県ホームページに掲載します。

6 問い合わせ先等

郵便番号 840-8570
佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県文化・観光局文化課佐賀復権推進チーム（新館11階）
電話（0952）25-7236 FAX（0952）25-7179

7 入札に関する事項

(1) 入札参加資格の確認

4の(1)で提出された申請書の内容審査の結果により、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和7年7月31日(木)までに通知します。

(2) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和7年8月5日(火)10時～

イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県庁新館3階 32号会議室

(3) 入札方法等

ア 入札は、入札書(様式5)により、本人又はその代理人が、直接持参又は郵送によるものとします。

イ 代理人が入札する場合は、入札前に委任状(様式6)を提出してください。

ウ 郵送により入札書を提出される場合は、上記6の部署に書留郵便により令和7年8月4日(月)17時までに必着するように郵送してください。

また、封筒に「令和7年度大阪・関西万博九州7県合同催事への伝承芸能出演業務入札書類在中」と朱書きしてください。

(4) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、消費税額及び地方消費税額を含まない金額とします。

(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。)

(5) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金

融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実に認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実に認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 3 に掲げる要件の全てを満たす者で国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

なお、入札保証金の免除又は一部の減額を希望する者は、入札参加資格確認申請書とともに同種業務の履行実績調書（様式 7）を提出すること。

(6) 入札の無効

競争入札参加資格確認において、虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について、不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について、誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1 人で 2 以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ アからオまでに掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(7) 入札の撤回

入札者は、提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることはできません。

(8) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は、入札参加者の負担とします。

ア 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(9) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行ないます。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。

(10) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価が、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

(11) 再度の入札

ア 開札をした場合において、前記(10)のアの規定による落札者がいない場合は、開札後直ちに、再度の入札を行います。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度の入札は、後日、日を改めて行います。

イ 再度の入札の執行回数は、2回(1回目の入札を含め3回)を限度とします。

ウ 再度の入札においても落札者がいない場合は、再度の入札をした者のうち、最低の価格をもって入札を行った者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合は、その者と契約の締結を行うことができるものとします。

8 その他

(1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、前記(5)のイの各号に掲げる価値の担保を供することができます。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 3に掲げる要件の全てを満たす者で国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、契約保証金の免除又は一部の減額を希望する者は、入札参加資格確認申請書とともに同種業務の履行実績調書(様式7)を提出すること。

(2) 当該入札についてこの説明書に定めのない事項については、佐賀県財務規則の定めによります。